

# 不安が排除に変わるとき —分けることと差別—



めやす

90分

時間

動き(プログラムの流れ)

ポイント

トータル時間

アクティビティごとの時間

## ねらい

- ①身近にある「分ける」という行為を取り上げ、適切か不適切かの判断基準を整理することを通して、「分ける」とことと差別や排除との関係を考える。
- ②「分ける」という行為を選択した場合にも、しない場合にもさまざまな気持ち(特に不安)が生じることを理解する。
- ③「分ける」とときには、あわせて十分な配慮・手だてを講じることの必要性を理解し、実際に社会にある排除に向き合う姿勢を育てる。

## キーワード

排除、不安・恐れ

## 流れ(時間配分も含む)

スタート

5分

### 1 ねらいと進め方の説明

今日はワークショップ形式で学んでいきます。ワークショップというのは、答えがあらかじめ決まっているのではなく、参加者の皆さんがやりとりしながら、考えを深めていく学び方です。

人権というと、難しく思われる方も多いかもしれませんが、できるだけ身近なところから考えていきたいと思っています。

正解があるわけではありません。皆さんには、普段の言葉で、自分の思うことをおしゃべりしていただければと思います。

そのために、3つ、お願いがあります。この場では、「協力・尊重・守秘」をルール(約束)としたいのです。「協力」とは、おたがいに学ぶために協力しましょう、ということ。「尊重」とは、それぞれのあり方や意見・思いを尊重しましょう、ということ。「守秘」とは、ここで出された個人の経験や考えはこの場にとどめる(外に持ち出さない)、ということです。

### 会場の設定

会場の形はイスのみ半円形(68ページ参照)

- 「協力」「尊重」「守秘」と板書する。

## 導入

5分

30分

### 2 ウォーミングアップ

15分

#### 【なかまさがし パート1】

始めに、体を動かしてウォーミングアップをします。「なかまさがし」と

いう活動です。

動きやすいように、真ん中にスペースをあけて、輪になって座ってください。

今から、私が挙げるテーマについて、同じ人を探して「なかま」になってください。なかまが集まったら、輪になってその場でしゃがんでください。

#### テーマ(例)

- ・血液型
- ・携帯電話の会社
- ・会場までの交通手段
- ・好きな季節
- ・好きな色

**参加者はファシリテーターが伝えたテーマごとに、なかまで集まり、輪になってしゃがむ。**

やってみて気づいたこと・感じたことはありますか？

20分

15分

### [なかまさがし パート2]

次は、言葉を使わない「なかまさがし」をやってみましょう。準備として、皆さんの背中にシールを貼ります。

では、言葉を使わず、お互いが協力しあって、背中に貼ったシールで、先ほどと同様に「なかまさがし」をしてください。

#### 動きが止まったのを見計らって

それでいいですか？

では、やってみた感想を聞かせてください。

どうやってなかまを見つけましたか？

さっきと、どのように違いましたか？

なかまを探していくなかで、自分と違うシールの人を“排除”することはあったでしょうか。それはどんな気持ちでしたか。

最初の「なかまさがし」のときの「好きな色」のように、自分で選んだもので1人～少数になった場合と、自分では選べずに貼られたシールで少数になった場合で、違いはあったでしょうか。

この活動には、「なかまさがし」ではなく、「なかまはずれ」のようなところがあるので、嫌な気分になった方もあるかもしれません。気分を害された方、すみませんでした。

自分たちのなかまを探したり、他の人と分けたりすることは、現実にもよくあることですし、それ自体が悪いわけではありません。でも、今の活動のように、一部の人が居心地の悪い思いをすることもあります。では、「分ける」ということが必要なのはどんなときか、どのような配慮が必要なのか、などについて、もう少し深めて考えていきましょう。

●しゃがむのが難しければ、手をつないで輪になる、などでもよい。

●テーマは「選択肢の少ないもの→細かく分かれるもの」「決まっているもの→そのときの考えなどで変化するもの」を目安に、参加者に合わせて設定するとよい。

●集まったカテゴリーについて、適宜、確認する。

●人数に応じて1色あたり5～10人になるように、2色程度1～2人になる色をつくる。

●色の識別が難しい参加者がいる場合もあるので、シールの形も違うものにするとなおよい。

●1～2人になるシールを貼られた人の感想を特にていねいに聴くようにする(ただし無理強いはいしない)。

●異なるシールの人が「なかま」になっていても“まちがい”ではない。(そのために、「同じ色のシールの人と」とは言わず、「なかまさがし」と言っている)その場合、なぜそうしたのかをたずねるとよい。



# メイン

35分

40分

## ③ あなたの決断

5分

4～5人のグループに分かれて、机を出して座ってください。  
 今から皆さんには、未知の病気が発生した、という想定のもと、一国の  
 総理大臣の立場で、その対処を考えていただきます。  
 状況カード①を配ります。

状況カード①を配り、読み上げる。

これからのグループ活動の内容は模造紙にまとめて発表してもらいま  
 す。司会と記録と発表役を決めてください。

A3白紙と模造紙をグループに1枚とマーカーを配る。

5分

グループごとに話し合い、「隔離するか否か」を決定し、「その理由」と合  
 わせて紙に書いてください。

理由を書き終わった後に、状況カード②を配る。

3分

状況カード②は、隔離を「する」・「しない」と決めた後の反応が書いてあ  
 ります。どちらの決定をしても、その決定に「不安の声」が出ています。  
 皆さんには、まず「いったい何に不安を感じているのか」、「不安の内容」  
 をブレインストーミングで出していただきたいと思います。まず個人で  
 不安の内容をふせん紙に書いてください。

12分

その後、個人で書いたものをグループ  
 で出し合って、模造紙を使い、不安の  
 種類にどのようなものがあるかをまと  
 め、整理してください。そして、不安  
 を解消する手だてをグループで考えて  
 記入して行ってください。それではお  
 願います。

15分

グループの話し合いがどのようなもの  
 だったか、発表してください。

# つなぐ

75分

15分

## ④ 分けてOK? チェックリスト

5分

必要があって分けたことが、排除・忌避・差別につながってしまうことが  
 あります。私たちの社会をふりかえると、残念ながら不適切な「分け方」  
 のために、つらい思いをしてきた、している人が多くいます。具体的な  
 事例をお配りします。

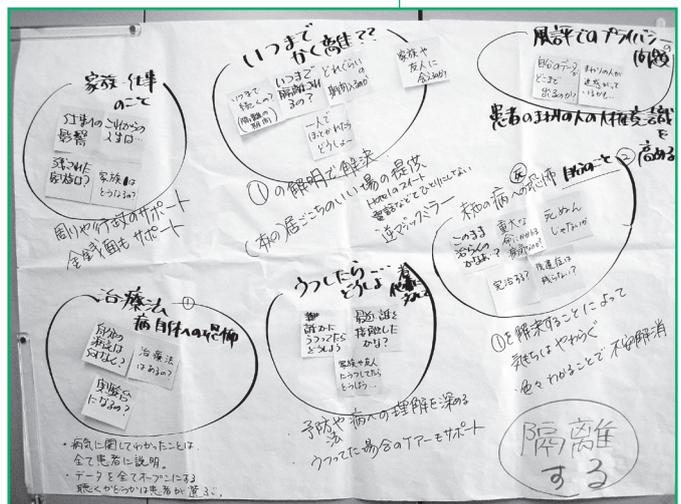
資料①を配付。

●グループ数分の数字を順  
 に言ってもらって分かれる  
 とよい。

●話し合いの間は、グループ  
 を回って、どのような意見  
 が出ているかを確認する。

●ブレインストーミング  
 さまざまな角度からの意  
 見を出すための手法。  
 テーマに関して、思いつい  
 た意見・アイデアを、ふせ  
 ん紙1枚につき1つ記入す  
 る。  
 「質より量」「批判はしな  
 い」を原則にして、できる  
 だけ意見・アイデアを出し  
 やすくする。

実際に作成された模造紙の例



●資料は、①「ハンセン病」に関  
 するものと、②「福祉の援助の  
 必要な罪を犯した人」の2種  
 類。基本的には「ハンセン病」  
 の資料を配付するとよい。  
 ファシリテーターの意図によっ  
 ては、資料②を活用すること  
 で、テーマを深めることがで  
 きる。

5分

こうした事例では、分ける側から「分けること」の正当性がしばしば主張されます。その主張が人権の視点から見て本当に適切なのか、私たち一人ひとりが考え、判断できるようになることが大切です。「分けて扱うこと」が正当だといえるのは、どんなときでしょうか。それが排除・忌避・差別につながらないために、「分けて扱う」ときに配慮すべきことはどのようなことでしょうか。これまでに話し合ったことを踏まえて、最後に「分けてOK?チェックリスト」を作ってみましょう。社会の中で特定の集団を分けて扱おうとするとき、「分けることが正当か」「(正当だったとしても起こりうる)危うさへの配慮がされているか」について、検討するための項目のリストを作ってみてください。項目は、「〇〇しているか」「〇〇は十分か」など、問いかけの文章で書いてください。

A3白紙をグループに1枚配る。

5分

## 【おわりに】

このチェックリストを、「これから分けるとき」だけでなく、今の社会の中で「分けることが当たりまえ」「分けることも仕方がない」と思われていることながらも、あてはめて考えてみてください。そして、分ける必要がないのに分けていたり、不適切な分け方がされていたりすることに気づいたときは、課題解決のための行動をおこしてください。今日はチェックリスト作りまでですが、解決のための行動についても、ぜひ、考えていただきたいと思います。

### ファシリテーターのために

人権の観点から「分ける」ということを考えるなら、分けることでその集団の状況をよりよくするための手だてを講じる必要がある場合にのみ、分けることは正当である、と言えるのではないのでしょうか。逆に、自分を守るために、分ける集団がより困難な状況におかれるならば、分けることは正当ではないと言えます。「分ける」ことは、比較や優劣の評価から決め付けにつながったり、排除や忌避を生みだす(そしてそれを正当化する)危うさをはらんでいます。

## 準備物

- A3白紙 グループ数×2枚
- 模造紙または大きめの紙 グループ数
- 状況カード グループ数分のセット ※切り離して使う
- シール 参加人数分(色、形は43ページを参考に適宜調整)
- ふせん紙(7～8cmの正方形) 1人10枚程度 プラス予備
- マーカー 各グループ数本
- タイマー
- ホワイトボードとホワイトボード用マーカー

### 実際に書かれた チェックリストの例

#### 分けてOK チェックリスト

- 本人の気持ちを確認しましたか?
- 「分ける」ということへのプロセスは説明できていますか?
- 「分ける」方法はその分けられる人に確認できていますか?
- 1人でも異議がある人はいませんか?
- 分けはとめがたいと確認しましたか?

#### 分けてOK チェックリスト

- ・ 少数派が意見を言えるか
- ・ 力関係がはっきりしていないか
- ・ 生活するうえで他人に危害を加える?
- ・ 分けられる人がきちんと理解しているか

● 時間に応じて可能な範囲で発表・共有するとよい。

● 今の社会の中での例としては、性差別をなくすために、男女の扱いの区別をなくすことと、実際に多数の女性被害者があることから「女性専用車両」を設けること。  
障がいの有無に関わらずともに学ぶことと、必要に応じて支援学級・支援学校で学ぶことなどが挙げられる。

終了

# 資料① ハンセン病問題とは

## ハンセン病とは

ハンセン病はらい菌の感染によっておこる感染症です。主に末梢神経と皮膚がおかされる病気ですが、現在では治療することにより障がいを残すことなく治ります。菌の病原性は非常に低く、感染することはきわめてまれで、かりに感染してもそのなかから発病する人はさらに少なくなります。確実な治療法がなかった時代においてさえも、ハンセン病が原因で死亡することはほとんどありませんでした。このようにハンセン病は感染症の一つで、決して隔離するような病気ではありません。それではなぜ、ハンセン病にかかった人を厳しい隔離に追い込んでしまったのでしょうか。それは、社会全体がこの病気を恐ろしい病気と誤解してしまったからです。

## 日本のハンセン病対策

1873(明治6)年、ノルウェーの医学者アルマウェル・ハンセンが、らい菌を発見しました。その後「ハンセン病はらい菌による感染症である」ということが国際的に確立されたのは、1897(明治30)年にベルリンで開催された「第1回国際癩会議」でした。日本ではそれまで信じられていた「遺伝病」説が完全に消えることはなく、その上に「感染する」という概念も加わり、社会に広まっていきました。そして、ハンセン病患者は家庭や故郷から追い出され、放浪生活を余儀なくさせられました。社会で、必要以上に「ハンセン病は感染症である」ということが強調され、「患者を隔離することによってのみ社会が救われる」という考えの下で、法律をつくり、それによる対策を進めました。このような社会防衛的な考え方は、その後「民族浄化」思想と相まって官民一体の“癩を絶滅しよう”とする「無癩県運動」へと発展していきました。さらに1931(昭和6)年には、「癩予防法」が制定され、隔離の対象は街中を放浪しているハンセン病患者から、家にいる患者も含めた全患者に拡大し、「絶対終生隔離」へとエスカレートしてしまいました。1943(昭和18)年、プロミンという薬がハンセン病の治療に有効であることがアメリカ合衆国で報告されると、国際社会はいち早く隔離から開放医療(在宅医療)へと方針を転換していきます。しかし日本ではその後も隔離政策を続けました。プロミンは日本でも独自に開発が進められ、1949(昭和24)年頃から全国の療養所でも治療に使われるようになり、ハンセン病は治るようになりました。この頃から日本の隔離政策は国際社会から何度となく批判を受けるのですが、1948(昭和23)年頃から保健所を中心に、第2次「無らい県運動」と呼ばれる「患者狩り」をおこないました。1953(昭和28)年、新たに「らい予防法」が施行された後も隔離政策は続き、その結果1956(昭和31)年の全国の療養所入所者数は12,055人にのぼっています。

## 「らい予防法」廃止以後

1996(平成8)年4月1日、国はそれまで89年間継続した「らい予防法」を廃止し、「らい予防法の廃止に関する法律」(新法)を制定しました。この新法には、「らい予防法」を廃止することと、ハンセン病療養所の入所者に対して、現在国が行っている医療・福祉・生活の保障をこれからも維持することが明記されています。

国は、予防法を廃止したのですが、その時及びそれ以後、予防法の誤りに対する謝罪を一切しませんでした。また、その後の対策をみても、予防法廃止後の最重要課題である入所者の社会復帰に関しては、ほとんど施策らしきものが実施されず、復帰があまり進まない状態でした。

これらのことに不信を抱いた13人の入所者が、1998(平成10)年7月31日、「らい予防法」の違憲性を問う「らい予防法違憲国家賠償請求訴訟」を熊本地方裁判所におこしました。熊本地裁(西日本訴訟)のみで争われていた裁判はさらに東京地裁(東日本訴訟)、岡山地裁(瀬戸内訴訟)へと拡大し、最終的には2,322人が3か所の訴訟に参加しました。

裁判が先行していた熊本地裁において、2001(平成13)年5月11日、原告側の主張をほぼ全面的に認めた判決が出されました。これに対して国は5月23日、控訴を断念して、ハンセン病国賠訴訟の熊本地裁判決が確定しました。東京地裁、岡山地裁もこれに続きました。そして、6月15日に、「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」が成立しました。これには金銭補償と名誉回復や、福祉対策の向上を国の責任で行うことなどが盛り込まれています。その後ハンセン病問題の

全面解決に向けて、国と統一交渉団（全国ハンセン病療養所入所者協議会・ハンセン病国賠訴訟全国原告団協議会・ハンセン病国賠訴訟全国弁護団連絡会）で話し合いが行われています。

また、2006（平成 18）年 2 月 10 日、「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」の一部が改正され、1945（昭和 20）年 8 月 15 日までの間に、韓国・台湾など国外のハンセン病療養所に入所していた方も、新たに補償金等の対象になりました。

2009 年（平成 21）年 4 月、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（通称・「ハンセン病問題基本法」）が、国の誤った強制隔離政策によるハンセン病回復者の被害回復を目的として施行されました。ハンセン病回復者が地域社会から孤立することなく、良好かつ平穏な生活を営むことが出来るようにするための基盤整備、偏見と差別のない社会の実現、福祉の増進、名誉の回復等のための措置を講ずることについて、国や地方公共団体の責務が明記されました。

## めぐわれない偏見

「らい予防法」廃止以後、全国をめぐり、ハンセン病の問題について差別の歴史や自らの体験を語る入所者が増えています。偏見・差別の解消のため、積極的に活動をしている入所者が、身内・親族の理解を得られず、最も望んでいた自分の故郷での講演を断念せざるを得なくなるなど、この問題の難しさを浮き彫りにしました。また最近になって、私たちの大阪の町工場で外国人労働者の中から、ハンセン病が見つかりました。主治医は病名を知られないように配慮しましたが、病名がわかると、工場主はすぐにこの人を解雇してしまいました。多くの支援者が、まわりの人たちにこの病気の理解が得られるよう努力しましたが、結局この人は日本を去らざるを得ませんでした。2003（平成 15）年 11 月には、熊本県内の宿泊施設が「乳幼児に感染の恐れがある」「他の宿泊客に考慮して」などの理由で入所者の宿泊を拒否しました。このように社会には、まだまだハンセン病に対する偏見・差別が残っており、より一層の正しい知識の普及啓発の必要性が指摘されています。

## おわりに

現在、全国のハンセン病療養所では、約 2,700 人（2008〈平成 20〉年 5 月現在）の方が生活しています。入所者の平均年齢は 79 歳を超えており、残された時間は決して長くはありません。

日本のハンセン病対策の誤りは、私たちに大きな教訓を残しました。二度とこのような過ちを繰り返さないよう、一人ひとりが何をしなければならぬか、真摯に考えていく必要があります。

「ハンセン病を正しく理解するために」 発行）大阪府 2009（平成 21）年版より抜粋

## 犯罪の実態を正しく知り、再犯防止のための議論を

浜井 浩一 (はまい こういち) さん  
龍谷大学教授 (矯正・保護研究センター基礎研究部門長)

### 居場所のない人たちの“最後の砦”

私は大学で認知心理学を学び、法務省に就職して犯罪者の心理を分析して処遇や更生プログラムを考える心理技官となりました。少年鑑別所、少年院や法務総合研究所などを経て、2000年に分類担当の首席矯正処遇官として、ある刑務所に赴任しました。驚いたのは、過剰収容であるのに工場で作業できる受刑者が足りないということです。多くの受刑者が、高齢であったり軽度の知的障がいを抱えていたり、何らかのハンディキャップがありました。働けないうえに支援してくれる家族や施設といった受け皿がなく、生活に困って窃盗を重ねている人が多いこともわかってきました。刑務所は「凶悪な犯罪者」ではなく、「社会のどこにも居場所がない、社会的に弱い立場に置かれた人たち」の“最後の砦”となっていたのです。

### 犯罪は私たちのなかから生み出される

テレビに映る犯罪者は自分たちとは違う「モンスター」であり、自分たちの安全を守るには叩き潰すしかない。不正確な統計やマスコミ報道によって、そう考える人は少なくないようです。しかし犯罪をする人は、私たちのなかから生まれるのです。犯罪を生み出さない社会を作る、更生を支援して再犯を防止する、これはすべて私たち自身の問題です。排除するだけでは犯罪はなくなりません。本気で犯罪を減らしたい、安心して暮らせる社会にしたいと思うのであれば、まず、人が犯罪をするプロセスを知り、犯罪行為をした人にどのような支援が必要かを考えることが大切です。

現在、全国3カ所に国立の更生保護施設\*の設置計画がありますが、各地とも激しい反対運動が起こっています。この背景には、こうした施設で生活する予定の人たちに対する正しいイメージが伝わっていないことがあります。多くの住民は「恐ろしい犯罪者が来る」というイメージを抱いています。このイメージを変えなくてはなりません。実際に施設に入るのは何らかのハンディを背負った、私たちと変わらない人です。居場所のある人とならない人では再犯率が違います。再犯を防ぐためには厳罰化ではなく、社会に戻ってきたときの居場所が必要だということです。

犯罪をした人への支援について議論ができる状況になってきたのはささやかながらも前進です。正しい情報と知識をもとに、さらに議論を深めていきたいものです。

( (財)大阪府人権協会ホームページ・リレーエッセイ2009 (平成21)年6月より抜粋)

\*更生保護施設とは、刑務所から釈放された人や保護観察中の人が円滑に社会復帰できるよう、さまざまな支援をする施設。

# 援助の必要な人が罪を犯さないための取り組みを

辻川 圭乃(つじかわ たまの) さん

弁護士

## 犯罪の背景に目を向けてほしい

現在、司法は厳罰化の傾向が強まっています。社会全体においても社会的に弱い立場にある人たちへの厳しいまなざしがあります。社会情勢の不安定さが根底にあると思いますが、自分たちとは異なる者、弱い者を排斥しようとする「無意識の意識」が働いているように感じます。

また、場の空気が読めない、適切な行動がとれないという障がいの特性のために、人を怒らせたり傷つけたりして、より重い罪に問われることとなります。さまざまな困難が重なっているのに支援が受けられないままであれば、重い罰を受けても本当の意味での償いや更正にはつながりません。「刑務所に入りたい」と万引きを繰り返す人もいますが、それはその人にとって刑務所よりも一般社会のほうが厳しいということです。本来、誰もが人として最低限の文化的な生活を送る権利があります。まったく自由のない刑務所での生活がまだまだと言わしめている現状を変えていく必要があります。

2009年度から、生活支援を得られないまま再犯にいたる「累犯」を防ぐため、法務省と厚生労働省が連携して司法から福祉へつなぐ取り組みが始まります。\*

一方で、裁判員裁判も始まります。逮捕されそうになったとき、障がいのためパニックになって暴れてケガをさせれば、窃盗が強盗致傷になります。同じようにパニックで包丁を振り回せば、たとえ殺す気はなく、殺してもいなくても、殺人未遂で起訴される場合があります。その結果、裁判員裁判のなかで裁かれることとなりますが、短期集中型の限られた時間の中で、背景の解明が十分でないまま裁判が進むことに大きな危惧を抱いています。

安心・安全な生活を求めるのは誰しも同じです。そのためにも一つ一つの犯罪が起きる背景をていねいに検証し、裁判で明らかにし、再犯防止に向けた取り組みの必要性を社会全体で共有したいものです。そのためには、私たちが罪を犯した人を排除するのではなく、犯罪にいたるには何か原因があるととらえ、償った後には社会に受け入れていくという視点をもつことが求められます。

( (財)大阪府人権協会ホームページ・リレーエッセイ2009 (平成21) 年5月より抜粋)

※このため、厚生労働省では、2009 (平成 21) 年度に「地域生活定着支援事業」を創設し、高齢者又は障害を有するため福祉的な支援を必要とする矯正施設退所者について、退所後直ちに福祉サービス等 (障害者手帳の発給、社会福祉施設への入所など) につなげるための準備を、保護観察所と協働して進める「地域生活定着支援線センター」を各都道府県に整備することにより、その社会復帰の支援を推進することとしています。(厚生労働省ホームページより抜粋)